輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和5年3月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量		上段:輸入数量		差	分
		下段:協定対象外輸入	.基準数量	下段:協定対象を	卜輸入数量	左	ח
1	低脂肪乳	0 1	ン	0	トン	0	トン
		0 1	ン	0	トン	0	トン
2	飲用乳	111	ν̈́	107	くく	4	くく
		110	ン	107	トン	3	トン
3	クリーム	53 h	ン	53	トン	超過済	
		43 h	シ	45	トン	超過済	
4	粉乳類	39,597 h	, 、	17,813	トン	21,784	トン
		32,077 h	シ	14,673	トン	17,404	トン
5	無糖れん乳	2,540 ⊦	ν̈́	1,057	イ	1,483	くく
		2,537	_〜	1,057	トン	1,480	トン
6	加糖れん乳	354 h	_〜	29	トン	325	トン
		254 ト	ン	29	トン	225	トン
7	ヨーグルト	13 h	_〜	14	トン	超過済	
		13 h	_〜	14	トン	超過済	
8	バターミルク	17 h	رٰ ر	15	トン	2	トン
		17 h	シ	15	トン	2	トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 h	ν̈́	52,839	くく	85	く
		39,555 ⊦	_〜	43,442	トン	超過済	
10	その他の乳製品	12,655 h	Ϋ́	9,790	ぐ	2,865	くく
		9,577 h	_〜	4,061	トン	5,516	トン
11	バター	22,803	シ	10,610	トン	12,193	トン
		19,998	シ	9,568	トン	10,430	トン
12	豆類	80,402	シ	83,755	トン	超過済	
		32,815	シ	41,337	トン	超過済	
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712	シ	5,149,724	トン	397,988	トン
		4,396,456 h	ン	4,753,848	トン	超過済	

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096	トン	1,270,940	トン	超過済	
		226,552	トン	189,407	トン	37,145	トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967	トン	676,948	トン	30,019	トン
		706,467	トン	676,948	トン	29,519	トン
15	コーンスターチ ばれいしょでん粉	3,762	トン	2,391	トン	1,371	トン
		3,603	トン	2,247	トン	1,356	トン
		10,508	トン	9,303	トン	1,205	トン
16	はればしまで心初	8,752	トン	7,569	トン	1,183	トン
17	マニオカでん粉	164,346	トン	131,858	トン	32,488	トン
		163,917	トン	131,552	トン	32,365	トン
18	サゴでん粉	19,406	トン	17,304	トン	2,102	トン
		2,312	トン	6,536	トン	超過済	
19	その他のでん粉	1,496	トン	1,563	トン	超過済	
		1,308	トン	1,308	トン	0	トン
20	イヌリン	2,774	トン	2,697	トン	77	トン
		72	トン	53	トン	19	トン
21	落花生	33,564	トン	33,034	トン	530	トン
		20,641	トン	18,286	トン	2,355	トン
22	こんにゃく芋	156	トン	173	トン	超過済	
22		156	トン	173	トン	超過済	
23	ミルク調製品	10,039	トン	7,333	トン	2,706	トン
		4,838	トン	1,556	トン	3,282	トン
24	でん粉調製品	287	トン	384	トン	超過済	
		279	トン	336	トン	超過済	
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0	トン	0	トン	0	トン
		0	トン	0	トン	0	トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970	トン	3,958	トン	1,012	トン
20		2,577	トン	1,412	トン	1,165	トン
27	調製食用脂	18,993	トン	14,979	トン	4,014	トン
		2,264	トン	2,071	トン	193	トン
28	繭	4.5	トン	2.0	トン	2.5	トン
		4.5	トン	2.0	トン	2.5	トン
29	生糸	260	トン	195	トン	65	トン
		260	トン	195	トン	65	トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。 ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象 外輸入基準数量を超えること。